

令和4年3月10日

外国ユーザーリストを改正しました

経済産業省では、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制※の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国・地域所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を発出してきました。今般、最新の情報をもとに当該リストを改正しましたのでお知らせします。

※国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可申請を義務付ける制度

本件の概要

今般、外国ユーザーリストについて、ロシアによるウクライナへの侵略も踏まえ、国内外の各種情報をもとに検討した結果、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない団体を、以下のとおり追加しました。

(追加)

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As
599	ロシア Russian Federation	Federal Security Service (FSB)	
600	ロシア Russian Federation	Federal State Unitary Enterprise Dukhov Automatics Research Institute (VNIIA)	
601	ロシア Russian Federation	Foreign Intelligence Service (SVR)	
602	ロシア Russian Federation	Main Intelligence Directorate	・GRU ・Main Intelligence Department
603	ロシア Russian Federation	Ministry of Defence of the Russian Federation	
604	ロシア Russian Federation	NPO High Precision Systems JSC	
605	ロシア Russian Federation	POLYUS Research Institute of M.F. Stelmakh Joint Stock Company	
606	ロシア Russian Federation	Rostec (Russian Technologies State Corporation)	
607	ロシア Russian Federation	Tactical Missiles Corporation JSC	
608	ロシア Russian Federation	United Engine Corporation	

(参考)外国ユーザーリストとは

キャッチオール規制の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国・地域所在団体の情報を参照用として提供するものです(禁輸リストではありません。)。輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要となります。平成14年4月のキャッチオール規制導入時から公表しています。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局安全保障貿易管理政策課長 香山

担当者:末藤、高村

電 話:03-3501-1511 (内線 3267～70)

03-3501-2863 (直通)

03-3501-3638 (FAX)